

都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成30年6月14日(木曜日)

午前10時 3分 開議

場 所 水戸市議会 第1委員会室

午前10時56分 散会

付託事件

議案第51号, 議案第63号中別表中歳出中第8款

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

① 議案第51号 市道路線の認定について

② 議案第63号 平成30年度水戸市一般会計補正予算(第2号)中別表中歳出中第8款(土木費)

2 出席委員(6名)

委員長	黒木 勇 君	副委員長	大津 亮一 君
委員	中庭 次男 君	委員	飯田 正美 君
委員	村田 進洋 君	委員	松本 勝久 君

3 欠席委員(1名)

委員 高橋 丈夫 君

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

建設部長	猿田 佳三 君	建設部技監兼 建築課長	小林 幸夫 君
建設計画課長	大森 幹司 君	道路管理課長	有金 正義 君
道路建設課長	安達 茂 君	生活道路整備 課長	川又 弘一 君
河川都市排水 課長	三村 隆 君	土木補修事務 所長	大山 裕己 君
内原建設事務 所長	谷 萩 幸治 君		
都市計画部長	村上 晴信 君	都市計画部 副部長	川崎 洋幸 君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪 貴之 君	都市計画部技監兼 住宅政策課長	木村 勤 君
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	加藤 久人 君	都市計画課長	黒澤 純一郎 君
建築指導課長	井原 孝志 君	公園緑地課長	上田 航 君
下水道部長	白田 敏範 君	下水道部副部長	弓野 憲一 君

下水道管理課長 鬼 澤 英 一 君 下水道整備課長 松 葉 光 隆 君

下水道施設
管理事務所長 渡 邊 裕 寿 君

6 事務局職員出席者

議事係長 網 島 卓 也 君 書記 武 田 侑 未 子 君

午前10時 3分 開議

○黒木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、高橋委員が所用のため、渡邊建設部技監が公務出張のため、欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

議事に入ります前に、6月4日付で村田委員が都市建設委員に選任されましたので、よろしく願いいたします。

この際、お諮りいたします。当委員会における着席の位置につきましては、現在御着席のとおりとさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました議案は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第51号ほか1件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は執行部に提出議案の説明を求め、その後、質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第51号ほか1件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から提出議案の説明を願います。

なお、5月25日の当委員会で請求いたしました資料につきましては、本日、執行部より提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明をお願いいたします。

初めに、議案第51号 市道路線の認定について、執行部から説明願います。

大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 おはようございます。

それでは、市議会議案第51号 市道路線の認定につきまして、御説明させていただきます。

平成30年第2回水戸市議会定例会議案書①の11ページをお開き願います。

本案につきましては、道路法第8条の規定に基づき、市道路線の認定を別紙のとおり行うものでございます。

ページを返していただきまして、別紙でございますが、12ページに認定の対象となる4路線についての調書が記載してございます。また、13ページから16ページ目までがそれぞれの対象路線の位置図となっ

てございますので、御参照のほどよろしく申し上げます。

また、お手元のほうにさきの都市建設委員会にて資料の請求をいただきましたものにつきまして、御用意をさせていただきました。こちらのほうにつきましては、今回認定となる各路線の実測図をページごとに記載した資料を用意させていただきましたので、後ほど御参照のほどよろしく願いいたします。

なお、詳細につきましては、さきの都市建設委員会にて説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○黒木委員長 次に、議案第63号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第2号）中別表中歳出中第8款（土木費）について、執行部から説明願います。

黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 おはようございます。

続きまして、議案第63号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

恐れ入ります。②平成30年度補正予算に関する説明書の4ページ、5ページをお開きください。

8款土木費、4項都市計画費、7目緑化推進対策費につきましては、4月から5月上旬にかけて行われました市民植木まつりの実行委員会より緑化基金へのことで、寄附がございました。その寄附額10万円につきまして、緑化基金に積み立てるため、今回、補正措置を講じるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○黒木委員長 以上で、提出議案についての説明は終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第51号 市道路線の認定について、質疑のある方は発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 議案第51号の中の吉田326号線について、お伺いをいたします。

これは開発行為による市道の認定ですけれども、今回、開発行為による市道の認定が2カ所あるんですけども、いずれもですね、よく見ると公園がないというのが特徴なんですけれども、今回、吉田326号線について、開発行為によって分譲される戸数というのは幾つぐらいあるのかということ、開発面積は幾つなのかお答えをいただきたいというふうに思います。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

御質問いただきました今回の開発における戸数と面積ですが、戸数というか区画が10区画、それから開発面積は2,997.21平米ということでしょうかっております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 これはですね、赤塚415号線にも関係するんですけど、どちらも開発行為によって公園がないというのが特徴なんですけど、公園の設置義務というのが開発行為にはあると思うんですけど、その場合ですね、どのような条件のもとで公園というのは設置するのかということをお聞きしたいと思います。

○黒木委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

開発行為に伴う公園の設置でございますが、開発される面積が3,000平米以上につきまして、公園の設置義務が生じるものでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうしますとですね、今回は吉田326号線は3,000平米以下ということですね。そうすると、先ほどの答弁では2,997平米でしたか、そうするとわずか3平米足らずだったので公園ができないということなんですけど、やっぱり公園をきちんとつくって、入居する方の便宜を図っていくべきじゃないかなと思えたので。これは私の感想であります。

次にですね、赤塚415号線について質問したいと思います。

これはね、赤塚駅の南口のすぐ近くにありまして、立地としては非常にいいところですよ。それで、赤塚駅の南口まで大体5分か10分ぐらいあれば行ってしまうということなんですけど、この開発行為ではですね、何区画ぐらい分譲されるのかというのが1点です。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今回の赤塚415号線の認定をさせていただく区画の開発行為においては、7区画が整備されたということでしょうかっております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私ね、ちょっとそこの場所に行って感じた点があるんですけども、1つはこれがその赤塚駅の南口に開発される今回の市道路線の認定道路なんですけども、2つここで私は質問したいんですけど、1つはですね、この道路というのは、県道赤塚馬口労線というのがあって、そこから入っているんですよ。それで、この赤塚馬口労線は非常に朝晩の交通量が激しいところでありまして、ここに入出入りするの、非常に場所としては危険なところがあるんですけども、この市道認定に当たってこういう場所の交通安全対策というのは、何か条件がつけられるのかというのが1点です。

それから、もう一点はですね、この道路が途中で行きどまっているんですよ。それでその先はかなり広大な農地があって、その農地がですね、これから開発されるような土地なんです。しかし、この道路というのはここでとまっているんですけど、この先の開発というのはあるのかなという、私は2つ感じましたので、それについて、第1点は、その県道と接続する場所の安全対策というのは、市道認定に当たって何か対策があるのかということと、もう一つはですね、この市道がかなり先まで延ばされる開発計画があるのかお答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

まず、1点目、県道のところの交差点部の安全対策というふうなお話かと思いますが、一応現地なんかと一緒に見ながらということで、今回については、出入り口の正面にカーブミラーをつけて対策のほうを講じております。

それとあと2つ目の御質問の行きどまりの先がという話だと思いますけれども、今回の開発行為の中では、ここまでで開発を終わりにするということまでしかうかがっておりませんので、その先の部分については、やるかやらないかまではちょっと把握してございません。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、見ましたらば、家が7区画のうち3戸しか建っていないということで、それから場所としてはかなりいいところなので、随分農地も残されているので、今後、さらにこの道路が延長されて開発されるのかなというふうに思ったけれども、まだその具体的な計画はないということですよ。

それとですね、次は、常磐347号線について質問したいと思います。

私も昨日、おととい行って来たんですけども、これがその認定される場所なんですよ。それで全くこれは舗装もされていない。道路としては使われているんだけども、全く道路として舗装されているとかそういうことじゃなくて水たまりがあって、非常にやっぱりこの道路の整備が必要だと思うんですが、これは今まで私道だったと思うんですよ。それで舗装されずにでこぼこで、至るところで水がたまっているということで、この道路を利用している周辺の住民は大変難儀しているというふうに思いました。そこで、この道路を水戸市に寄附してですね、市道認定に至る経過、まず1つはいつごろから寄附の要望があったのかお答えください。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回、この認定のほうを常磐347号線として挙げた道路につきましては、平成28年の6月ごろからそういう御相談を受けたような形になってございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私、これをちょっと見ましたらば、家が五、六軒あるんですけども、この寄附条件というのは何なんでしょう。何戸以上あってどういう条件ならば受け入れるのかという、寄附を受け入れる条件というのはあるのでしょうか。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

こちらの水戸市道としての寄附を受け入れる要件としては、水戸市私道路用地の寄附の受入れに関する要項というものを定めておまして、そちらのほうでこのような場合、延長が35メートル以上あることとか、あとは建物の軒数が3軒あること、あとは排水勾配がとれることとか、そういった条件を定めておまして、そちらのほうに合致したものだということで、今回手続のほうを踏ませていただいております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、これは条件に合ったので寄附を受け入れたということなんですね。

それで、私もですね、この周辺の住民の皆さんに御意見をいただいたらばですね、昭和40年ごろからずっとここに住んでいるということで、雨が降るたびにこんな状況になってしまって困っているということで、今回水戸市に市道認定をお願いをしたということで、その市道認定の要望というのはですね、全部で

3つありましたね。1つはですね、まず道路を舗装してほしいと。それで2番目に、道路の両側に側溝をつくってほしいと。それで3番目に、公共下水道の枝管を設置してほしいということで、出ました。それで、市道認定になった場合にどのように整備が行われるのかということで、住民の方はですね、できれば年内に整備の工事にかかっていただきたいというのもありました。それで、もうずっと何十年とここに住んでいて、とてもこの状況で放置されるのは困るということで、せっかく6月議会で認定されるんだから、できれば認定後に道路の舗装だとか、それから側溝の整備だとかそういうことを行ってほしいというのを強く言われたんですけども、水戸市は今後市道認定があって、そして住民の皆さんから要望が出されているんですけど、いつごろ整備の工事というのは始まるのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

もともと今回、この手続を踏む前は私道ということで、個人の敷地でございましたので、市のほうで道路の整備をするという手続は、まず実情的に不可能です。それなものですから、今回、認定の要項に照らし合わせて基準を満たしたという形で市道の手続をさせていただいておりますが、実際には、この手続が終わって市道として認定をしていただいた後、整備要望が提出されて、その後、それに基づいて予算を計上しながら対応していくという形になると思いますので、まずは今回のこの市道の認定がちゃんと成立するかどうかというところで私たちのほうは考えてございます。この後の整備については、実際に地元から要望を受けてからということで。

○黒木委員長 村田委員。

○村田委員 ただいまの質問をね、黙って拝聴させていただきましたけども、基本的な問題はね、基本どおりに遂行していただいて、この議案をね、我々が認めるか認めないかということにあると思うんです。これを議員さんが早くやってくれというような意見であると私は今耳にしているんですけどね、これが一委員さんが言ったことで、あなたたちが規定どおりにやらないで早く進めるとか何とかということになれば、私があるとき委員会でこういう意見を言ってこれが早まったんですなんてことになったら、一委員の手柄話になっちゃう。これはまずね、大衆的にもってね、まずいということで、皆さん方執行部は、規定どおり基準にのっとってやっていくということをね、これからも遂行してください。

以上です。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 住民の皆さんが市道認定をお願いしたのはですね、これはわかるでしょう、これは。要するに、水戸市が市道認定したことによって、環境を整備してほしいと。道路にこういう水たまりだとか側溝がない、排水路がないというので非常に困っているわけです、住民の皆さんは。だから、住民の皆さんが市道認定の要望を出したわけでしょう、これ。だから、そういう点ではね、住民の皆さんが期待しているのは、これが一体、いつごろ整備になるのかということなんです。だから、もちろん市道認定は私は賛成ですよ、皆さんも多分賛成だと思うんですけども、いずれにしてもね、市道認定になった場合にどういうふうにならっていくのかと。要するに、例えば市道認定になったんですけども、5年も10年も先の話だということでは、住民の皆さんが困っちゃうわけですよ。だから、今までどのぐらいこういう市道認定した場合には、どのぐ

らしいの日程で整備されていくのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えしたいと思います。

手続的にはですね、まず市の管理している道路敷になるかどうかというのが大前提でございますので、今回の出させていただいた市道認定が成立してから、きちんと整備要望を承って、その後予算化をしていくというような流れになります。

この道路については4メートルの幅員がある道路ということなので、整備手法としては、多分側溝整備というような事業で行っていくような形になりますが、やっぱり市内各所同じような要望がかなり出ておりまして、基本的には順番待ちみたいな形になってございますので、それはなるべく早くできるように私どもも努力しますが、あとは予算の関係もござりますので、ちょっと何年というのは、申しわけないですけど明確にお答えできないのは御理解いただきたいと思います。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、今年度予算を見ますとね、市道路の整備の予算が大幅に減っちゃっているというのがありました。ですから、そうなれば、やはりこの予算も途中でふやして、やっぱりきちんと整備をしていくということが私は必要だと思うんですね。だから、市道のこういう状況、認定されずと放置されているというのはやっぱりまずいと思うので、ちゃんと予算も組んでやるということが私は必要じゃないかなというふうに思います。

それから、常磐348号線があります。この道路はですね、寄附道路なんです。すぐそばに水戸市斎場や市営堀原住宅があって、この道路を見ますと、これがその写真ですが、この民家とアパートが混在している中にずっとあるこの道路が寄附されるということなんですけども、この道路はいつごろつくられた道路なんですか。今回認定に当たってどういう形で認定されることになったのか、その経過をお聞きしたいと思います。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

この道路の形態については、昭和55年3月ごろに道路の位置指定というような形で申請がなされておりますので、道路自体がこのような形になったのはそのころかと思われます。ただ、実際にそこに舗装がきちんとかかったのかどうかまでは、すみません、私のほうでは把握しておりません。よろしく願いいたします。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、昭和55年というと、大体今から40年近く前につくられた道路が今回は市道認定に出されたというので、その要望というのは、どういう形で、これを市道認定にしてほしいという理由は何でしょうか。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

私どもは、私道路用地を寄附要項で受ける際に、その何とかしてほしいとかというちょっと理由はなくて

ですね、条件を整えば、こういった形で市道のほうに認定の手続をさせていただくということなので、明確な理由まではちょっと把握してございません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 この道路を見ますとね、両側に側溝がないんですよ。全く側溝がない。そして、やはり住民の皆さんはね、側溝をつくってほしいということも含めて、道路をきちんと整備してほしいということも含めて、私は市道認定の要望を出したと思うんですよ。ですから、そういう点では、私も思うんですが、この市道を認定するに当たって、やっぱり住民の皆さんからよく要望を聞いていただいて、当然理由があつてこれは寄附して市道認定するわけですから、その理由がなければ、この市道認定ってないわけですよ。幾ら規格に合っているから市道認定するといっても、そういう道路はいっぱいあると思うんですよ。やっぱりそれは、その要望があるから市道認定をお願いしたわけですよ。それをまだ聞いていないんですか、そうすると。私はやっぱり住民の皆さんの要望をちゃんと聞いて、その整備をしてほしいというふうに思います。以上です。

○黒木委員長 ほかにありませんか。

飯田委員。

○飯田委員 開発行為道路が2本出ていますが、ちょっと共通してお尋ねしたいんですが、幅員がですね、どちらも6.35メートルということでありまして。この6.35メートルというのは、いろんな開発行為があると思うんですが、常に6.35メートルになっているのかですね、これが第1点。あと、例えばもっと大きなですね、30区画とか40区画になったような場合はまた条件が違うのかどうかですね。

あと、今回もこれ行きどまりにどちらもなっていて、先のほうがですね、膨らんでいるんですが、この膨らみというのは、特に何か条件とかですかね、そういうようなものがあるのかどうか。膨らみ方がですね、片方は10メートルを超えていますが、片方は8.何メートルというところで、何かその基準があるのかどうかですね、この点についてお尋ねしたいと思います。

○黒木委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

まず、開発行為による道路の幅員についてですけども、こういった宅地分譲の際には、有効幅員6メートル以上の道路を設けるように定めております。今回、両側にL型の側溝を設けております。有効な部分を6メートル確保しようといえますと、そのL型側溝の外側に少し縁が出てまいりますので、その分を含めると大体6.35メートルになるということで、今回同じように、2つの開発行為においてそのような幅員が確保されております。

2つ目の御質問にございました行きどまりの形状についてということですが、開発行為の基準の中で転回広場を設けるということで定めてございます。今回の場合は、このような大きく四角形のような形を設けておりますけども、その四角形の一辺が8メートル以上12メートル以下となるような転回広場を設けているということで、基準を満たしているということでございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 ありがとうございます。わかりました。

あとですね、隅切りもどちらもやっているんですが、これも基準があってやっていると思うんですが、これは接する道路のやっぱり幅員とかですね、そういったこととかかわり合いがあるのかどうか、基準的なものをちょっと説明いただきたいのですが。

あと、先ほどですね、中庭委員のほうから公園がないということで、3,000平米以上の場合ですね、公園を設置するということがあったんですが、このような開発行為の面積は、全体で3,000平米以上ということであるんですかね。その道路敷を除くとかそういうことじゃなくて、全体で3,000平米ということかどうか、ちょっとそこは確認なんです。

以上2点です。

○黒木委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 飯田委員の御質問にお答えいたします。

まず、1つ目の交差点に設ける隅切りの形状についてでございますけども、2つの道路が交差する角度及び交差する道路の幅員によって、設ける隅切りの斜めの長さを基準で定めております。今回のようなケースにつきましては、おおむね90度に近い交差角と、あとは6メートル以上9メートル未満ということで、斜辺が3メートルとなるような隅切りを設けてございます。

公園の基準につきましては、道路部分も含めた面積ということで、そのような基準になってございます。

以上でございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 今回さ、請求しておったこの参考資料、実測図面を出していただいて、大変よかったなと思っています。今の隅切りの飯田委員のお話にもあった、角度が何度以上は、90度とか60度とか45度とか、以上は隅切りが必要というような、その基準がありますよね。ですから、この今一辺のこの例えば赤塚415号線を見ますと、要するにその曲がり角が中間辺にありますよね。こういう場合は、角度が緩いから隅切りは必要ないと。だから、角度というのは、何度ぐらいの曲がり角の角度は隅切りが要なのかという基準というのがあると思うんですよ。それが私もわからないので、ちょっと教えてください。

○黒木委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 松本委員の御質問にお答えいたします。

まず、私のほうからは、開発行為の基準について申し上げます。先ほど申し上げました隅切りを設ける基準につきましては、2つ以上の道路が交差する場合の基準を御説明いたしました。今回の赤塚415号線のような1本の道路で屈曲している場合につきましては、開発行為の基準では、特に隅切りを設けるという基準がございません。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 そうするとき、仮にだよ、仮にの話で悪いんだけど、この赤塚415号線が、これは角度が浅いからいいだろうけれども、これが例えばさ、90度になったクランクになっていたとしたら、としたらだよ、その場合は隅切りというのは要らないの。開発行為の場合、6.35メートルあるから要らないということ。私はむしろこの道路でも、これは開発行為を起こしていく中で、相談には来られていたと思うんですよ、この道路部分についても。だから、ここの部分だって、例えばさ、曲がる場所のどっちか上か下の

ところに隅切りができていれば、もっとスムーズなコースができるのかなというふうに思ったものですから、だから90度であっても隅切りは要らないということ。クランクの道路だったら、これは基準にあるでしょうよ、何度以上は隅切りが必要とか、あるんじゃないのかなと私は思うんだけど。

ここをしゃべっているうちに、ちょっと下水道のほうにも。

この開発行為の許可を出したときに、下水道のほうも、公共下水道の管を何世帯だから何ミリメートルの管を入れなさいとか、そういう条件というのがありますよね。だから、これも条件の確認をして、開発行為というのはおけるわけでしょう。もちろん水道もそうだと思うし。公共下水道の場合は、この面積3,000平米以内、以上、世帯が何軒ということになったときの管の太さというのは、条件というのはあるんでしょう。

○黒木委員長 松葉下水道整備課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

各個人に公共ますをつけて流す枝線整備なんですけれども、枝線整備の下水道の関係につきましては、最小200ミリメートル、20センチメートルの径で指導のほうはしております。

以上です。

○松本委員 お話のところで言うならば、7区画なんだけれども、これもやっぱり200ミリメートルの中に入って、それぞれの区画のところに入りますと。これが開発行為の条件だということではないんですか、この部分については。

○黒木委員長 松葉課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

今回の開発行為の箇所につきましても、200ミリメートルの下水管で整備してくださいという形をお願いしまして、設計のほうはしております。

以上でございます。

○黒木委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

公共下水道の整備につきましても、開発行為の中で一緒に検査のほうに職員が参りまして、立ち会いまして検査させていただいております。

○黒木委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 松本委員の先ほどの隅切りについてお答えいたします。

水戸市の道路の構造の技術的基準を定める条例の中でですね、道路の屈折車線とか変速車線におきましては、隅切りで切り取り、適当な見通しのできる構造とするという項目がございますので、道路を帰属いただくときに指導してまいります。

○松本委員 有金課長ね、私が言っているのは、これは仮の道路だから、これが例えばクランクだったら、この中の曲がりのところには隅切りというのは要らないんですかとかそれを聞いているわけであって、だからできればこの道路についてもね、できるだけ道路というのは真つすぐというのが基本なんだから、こうどっちかに隅切りがあれば見通しがよくなるんじゃないのかなと思うんだよ、この部分でね。だから、その

角度でもってのその隅切りの条件というのは、これは今のお話だとないということ、条件は開発行為の中にはないということ、これ。

○黒木委員長 有金課長。

○有金道路管理課長 松本委員の御質問にお答えいたします。

屈折車線における隅切りの角度につきましては、明確な基準は今のところございません。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設設計課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

道路の隅切りについては、通常の市道とかの交差部においては、最低でも2メートルを設けるような形で指導のほうを行っていきまして、クランクの屈曲部分の角についても、見通しがきかない場合に2メートル以上の隅切りを設けるような形で指導とかはしておりますが、今回の開発行為の中での基準では、開発行為の基準の中には明確なちょっとたわれ方をしていない部分がありまして、通常でしたら2メートルの隅切りを設けるような形で指導のほうはしている形になっています。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 仮にクランクであっても、今は隅切りの条件はないということなんだね。だから、私は今後ね、やっぱりそういうのは、執行部のほうで開発行為を許可していく中では、そういう危険なクランクなんていうのを、例えばこれだって例えば10メートルぐらいしかないこういう曲がったやつでしょう。だから、そういう危険性のあるものに関しては、やっぱりその開発行為の中の条件として、隅切りをやはり2メートルなり2.5メートルなりこうつけてもらうというような、やはり基準を設けていったらどうなんだろうかね。私はそうでなければ、せっかくの寄附道路が、後でそこで見通しが悪くて、カーブミラーをつけろや、何をやれよというようなことになってくるだろうというふうに思うんですね。まあこれは要望ですね。

○黒木委員長 ほかに議案第51号についてよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、ないようですので、議案第51号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第63号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第2号）中別表中歳出中第8款（土木費）について、質疑のある方は発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 これは緑化基金に10万円積み立てるということなんですが、基金というのは今幾らぐらいあって、何に現在使われているのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、幾らの積み立てがあるのかということにつきましては、今回10万円の寄附をいただいたことによりまして、1,079万6,174円となる見込みでございます。

次に、何に使うのかということですが、以前は保存樹などで元気がない保存樹ですとか加齢がひどいものなどについて、樹木医の診断に基づいて樹勢の回復をするということに使われていたのですが、ここ最近につきましては、基金として積み立てるだけになってございます。

以上です。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 保存樹って何本ぐらいあるんですか。それと、この間使われていないというんですけども、何年ぐらい使われていないんですか。

○黒木委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

現在、保存樹の本数につきましては、198本が保存樹として登録されてございます。

また、何年この基金が使われていなかったのかというような御質問につきましては、平成22年度に保存樹枯れ枝剪定というようなことで対応してございまして、それ以降は使われてございません。

以上です。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、大体7年から8年間使われていないということなんですけども、せっかく1,079万円もあるのに、積み立てがずっと行われていて8年間何も使っていないというのは、ちょっと寄附する人の側から見れば、何で使われないんだろうなと思うんじゃないかと思うんですが、そういう点では、今後、何か水戸市では使う計画はあるのかどうなのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今後何かに使う予定があるのかという御質問かと思うのですが、現在のところ、これとって使う方針は決まってははいないのですが、水戸市緑化基金事業というものに基づいてこの基金を積み立てているわけですが、その中の目的といたしまして、緑化の推進及び緑地の保全を図るために基金を設置するということになってございますので、そういった中で緑化の推進、また緑地の保全などにかかわるものに今後使われるということでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、別に具体的な何か方針があって、今後何をやるということは別はないということですね。それで、せっかくね、平成22年までは保存樹の保存のために使ったということなんですけども、この保存樹についてこの8年間何か使われなかったというのも、みんな198本が元気な木で使う必要がなかったのか、それとも、もう今後は保存樹のために使うのはやめることなのかどっちなんですか、これは。

○黒木委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今後、保存樹のその剪定ですね、あと枯れ枝剪定と樹木医の診断などをやらないのかというようなことで、現在も一般財源としてそちらのほうは公園緑地課でやっているところでございます。

なぜこちらのほうを使わないのかということかと思うんですが、以前はこの基金、かなりの額がございまして、その数百万円ずつが毎年度使われていたのですが、先ほど申し上げた平成22年度あたりに基金の額が1,000万円を割り込みまして、そういった状況の中で、一般財源に切りかえたというような経緯がございまして、今後、基金が積み立てられればまた再開というお話はあるのかと思われませんが、現状として年間

10万円ないし20万円ぐらいの基金の積み立てとなりますので、なかなか基金が積み上がらないにもかかわらず、その枯れ枝に係る費用というのが毎年度100万円、200万円という形でかかっていますので、基金として積み立てる以上にその支出のほうが多くなってしまいうということ、基金がもうずっと減っていつてしまいうというようなことから、こういったことで一般財源に切りかわったというようなことだと思われまうので、今後これがまたさらにたまっていけば、またいろんな活用が考えられるかとは思いまう。

以上です。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 わかりました。いずれにしてもだんだん基金が減っちゃったので、保存樹の保存のために使うと財源が枯渇してしまいうということ、それはそれとしていいと思いまうんですが、1,079万円もあるんで、ぜひ有効活用してほしいと。例えば、いろいろ町内会なんかでは、花壇なんかをいっぱいやっているんですよね、花壇の整備とか。今は花壇の整備を町内会一斉にやっていますけども、そういうところに対する補助だとか、いろんな形で例えばその肥料だとか、肥料なんかは町内会負担なんかになっているんですけども、そういう点でいろいろ緑化のために使っていただきたいと思いまう。

以上です。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、議案第63号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

以上をもちまして、本日の都市建設委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時56分 散会